

会社の設立・機関・株式の種類

～会社の仕組み・機関及び運営の基礎知識①～

司法書士商事リーガルオフィス
代表司法書士 片口 翔太

目次

1. 個人事業主と法人	P 2
(1) よく利用される法人の種類(その1、2、3)	P 3
2. 株式会社の設立の流れ	P 6
(1) 発起人	P 7
(2) 株主及び株主の権利	P 9
(3) 株主総会と決議要件	P10
(4) 取締役、取締役会及び監査役	P14
(5) 監査役会設置会社、監査等委員会設置会社など	P16
(6) 商号・事業目的・本社所在場所等	P17
3. 設立登記後の手続	P20
(1) 資本制度	P21
(2) 種類株式	P23
(3) 属人的定め	P32
4. 定款の変更及び登記事項の変更	P33

1. 個人事業主と法人

個人事業主

- ①もっている自己資金の額に制約
- ②大手企業との取引に制約
- ③債務につき無限責任
- ④個人財産と事業財産の一致
- ⑤赤字の場合は事業活動について課税なし・社会保険の適用が任意

法人

- ①社会から幅広くリスクマネーを集め、多くの株主(社員)によってリスクを分担できる
- ②登記による信用
- ③債務につき有限責任
- ④個人財産と事業財産の分離
- ⑤給与所得控除の適用・消費税の納税義務の2事業年度免除・認められる必要経費の増加

(1) よく利用される法人の種類その1

1. 株式会社

多数の者から資金を集めて、大規模な事業を行うことを想定した会社。

会社法のデフォルトルールは上場会社を想定(株主間に人的信頼関係がないことを前提に立法)。

有限責任→社員の個性は重要× → ①株式譲渡自由の原則

→他人に経営を任せる○→ ②所有と経営の分離 ←経営を自ら行う× ←大規模

→会社債権者の保護必要→ ③資本制度・監視機構 ←株主相互の信頼関係× ←

→ ④公告・開示義務 ←ステークホルダー多 ←

→ ⑤資本多数決の原則 ←

・合同会社に比べ定款自治の範囲が狭い。

・定款自治とは？

→経営の規範(ルール)を自分たちで定款で自由に作っていくことができること。

(1) よく利用される法人の種類その2

2. 合同会社(H18~)

人的信頼関係のある少数の社員で、小規模・閉鎖的に事業を行うことを想定した会社。
社員(出資者)は自己の利益を確実に守ることができる。

小規模→経営を自ら行うのが自然 → ①持分の譲渡制限 ←
→ ②所有と経営の一致
→ 人的信頼関係有 → ③監視機構簡素
→ ステークホルダー少 → ④公告・開示不要
→ ⑤全員の一致

・定款自治の範囲が広い。

(1) よく利用される法人の種類その3

3. 有限会社(H18以降新規設立不可)

- ・原則として株式会社の規律が適用。
- ・役員任期なし→任期満了による登記義務なし。
- ・公告義務なし。
- ・監査役のみ設置可能。
- ・上場不可。合併や会社分割による他社の買収不可。

4. 一般社団法人

- ・会社との最大の違いは「営利性」がないこと。
- ・営利性とは？
→その団体の構成員に利益を分配すること。
- ・非営利型法人(収入が寄附金や会費のみの法人)に区分されると税務上の収益事業のみが課税対象
- ・主に資格ビジネスなどに利用される。